

相談室だより

12月号

(No. 90号)

平成16年12月1日発行

熊取療育園

地域療育等支援相談室

大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12

TEL: 0724-53-5917

FAX: 0724-52-9151

e-mail: kumatori-r@gamma.ocn.ne.jp

ちいきふくし けんりようごじぎょう

さいきん ちいきふくしけんりようごじぎょう かん
最近、この「地域福祉権利擁護事業」に関する相談や質問が多く寄せられました。平成14ねん がつごう しょうかい しょうかい あらた
年の10月号でもご紹介しましたが、改めてこんげつごう と あ
今月号でも取り上げることにします。

じぎょう 事業をしているところ

かくしちょうそん しゃかいふくしきぎょうぎかい
各市町村の社会福祉協議会です。

じぎょう 事業を利用できる人

はんだんのうりよく ふあん かつ
判断能力に不安がある方で、なおかつ「事業を利用したい」という意思表示ができた方。障害者手帳の有無は問いません。

じぎょう 事業の内容

☆ 福祉サービスの利用の支援

- ・ サービスについての情報提供
- ・ サービスを利用する、または利用をやめるときの手続き

- ・ 利用料の支払い
- ・ 苦情の解決の手続き など

☆ 金銭管理

- ・ 年金や手当の受け取りの手続き
- ・ 医療費の支払い
- ・ 税金、保険料、水道代など公共料金の支払い
- ・ 預貯金の出金・入金、解約などの手続き
- ・ 生活費の管理、支払い など

☆ 通帳・証書などの保管

- ・ 預貯金通帳の預かり
- ・ 各種証書の預かり
- ・ 実印、銀行印の預かり など

じぎょう 事業の利用方法

- ① まず社会福祉協議会に連絡し、相談します。本人以外の身近な人からの連絡でもかまいません。
- ② その後、社会福祉協議会の人々が自宅に来て、事業の説明をしてくれます。説明を聞いてから、利用を希望する場合には「利用申込書」を提出します。
- ③ 具体的に困っていることやしてほしいことを伝えましょう。どのように支援すればよいかの計画を作ってもらいます。
- ④ 計画が納得できれば契約の手続きをし、いよいよ事業の利用となります。

ひよう 費用

そうだん むりよう けいやくご りよう
相談は無料ですが、契約後の利用については有料です。利用料は各市町村によって異なりますので、在住地域の社会福祉協議会にお問い合わせください。



ほんらいあま ひと あま
本来甘えてもよいはずの人に、甘えることができないとなると、気が変になるように思います。また、本来自分に甘えてくれるはずの人が、甘えてくれないとなると、これまた自分が自分でなくなるように思います。
あま 甘えることは、恥ずかしいことではないよ。(見学)